

**3月
4月は**

区役所 戸籍課・保険年金課の窓口が混雑します

3月18日～4月13日は例年混雑するので、時間に余裕を持って来庁してください。駐車場は、窓口で混雑などがあった場合でも、60分を超えた分は有料となり、スペースも限られているため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。▶混雑予想の詳細は15ページで

特に混雑する日(予想)
3月22日(金)～29日(金)、4月1日(月)・13日(土)
 参考 受付までの最大待ち人数・時間(区役所戸籍課)
 30年3月:193人・160分 4月:167人・157分

新サービス

現在の混雑状況の確認方法

区ホームページで確認できます

- ▶戸籍課登録担当(2階21番窓口)
- ▶保険年金課

区役所戸籍課2階交付窓口 お呼出しメール

メールでお知らせ 港北区なう!

区役所戸籍課登録担当(2階21番)で受付をして証明書などを受け取る場合、受け渡しの準備ができたことをメールでお知らせします。区役所にいなくても準備ができたことが分かるため、待ち時間を有効活用できます。

ホームページで確認できること

現在受付を待っている人数: 240
 現在窓口で受付をしている番号: 5人

- 1 区役所2階21番窓口で受付後、ホームページ「港北区なう!」へアクセス
- 2 発券番号を入力後、「空メール作成」を押し、空メールを送信
- 3 空メールを送信したEメールアドレス宛てに、受け渡しの準備ができたことを通知

引っ越しや就職、退職に伴う手続き

住所異動(引っ越し)の手続き 2階 21番窓口

	届出期間	手続き
転出	市外へ	引っ越し日の前後14日以内 転出届を提出して「転出証明書」を受け取る(新住所地で転入届の提出が必要)
	市内の他区へ	港北区役所での手続きは不要(新住所地で転入届の提出が必要)
転入	市外から	転入届を提出 ※今まで住んでいた市区町村で発行された「転出証明書」を持参
	市内の他区から	転入届を提出
区内転居	引っ越し日から14日以内 ※引っ越し前は届出不可	転居届を提出

※国外からの転入、国外への転出も手続きが必要です
◆手続きに必要な物
 ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)
 ・通知カードまたはマイナンバーカード
 ・住民基本台帳カード(持っている場合のみ)
 ・委任状(本人以外による届出の場合のみ)
 ・戸籍謄本と戸籍の附票(国外から転入する日本人のみ)
 ※詳細は電話かホームページで確認してください

国民年金の手続き 2階 25番窓口

手続きが必要な場合	必要な物
退職などで、国民年金に加入するとき	退職日の分かる書類(退職証明書や離職票など)、年金手帳、印鑑(スタンプ式不可) ※退職日と同月に再就職する場合は手続き不要

※就職などで、勤務先の厚生年金などに加入するときは、区役所での国民年金の手続きは不要です。勤務先での手続きとなります

医療費助成などの手続き 2階 26番窓口

住所や健康保険が変更になったときは、小児医療証・重度障害者医療証・福祉医療証・限度額適用認定証の変更手続きが必要です。

国民健康保険の手続き 2階 27番窓口

手続きが必要な場合	必要な物
就職などで、勤務先の健康保険に加入したとき	勤務先の健康保険証(被扶養者分も)、国民健康保険証、印鑑(スタンプ式不可)
退職などで、国民健康保険に加入するとき	健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)、通帳かキャッシュカード、銀行印

※退職の場合、勤務先の健康保険の任意継続制度もあります。勤務先が加入していた健康保険組合に問合せください

第2・4土曜(9時～12時)の取扱業務

- ◆戸籍の届出(婚姻・出生届など)、戸籍謄本・抄本の発行、住所異動の届出、住民票の写し発行、印鑑登録、印鑑証明書の発行、マイナンバーカード交付(事前予約制)など
 - ◆国民健康保険、医療費などの助成、国民年金の届出など
 - ◆母子健康手帳の交付、児童手当の申請・受付
- ※他都市や他機関(年金事務所など)への照会を含む業務、住民基本台帳ネットワークに係る業務、一部書類の発行など、取り扱いできないものもあります。事前に問合せください

● 問合せ 市コールセンター ☎ 664-2525 664-2828

編集発行 港北区役所広報相談係 ☎ 540-2222 540-2227

区のデータ 区の人口:351,403人 世帯数:168,416世帯(2019年2月1日現在)
 本紙の情報はホームページに掲載しています

広告